

資料

日本による台湾統治八十年後の省察

——歴史的経験・叙述・記憶——

王 泰 升

出口 雄 一／監修

一、はじめに

本稿は、二〇二五年の現在に立脚し、百三十年前に始まり八十年前に終わった日本による台湾統治時代を回顧するものである。ちょうど八十年前に日本帝国の植民地支配から解放された韓国学界から、台湾統治の歲月について同時に論じてほしいとの招きを受けたことは、筆者が三十年以上にわたり追いつけてきた学術研究の主題に触れる契機となった。ゆえに、東アジアの隣人である琉球や朝鮮との相互比較の観点から、次の問いを探りたいと思う。「第二次

世界大戦終結八十年後の今日、戦前日本帝国が台湾で行った植民地統治の政策と実践を、いかに反省すべきであろうか」。この問題意識の出発点は、今日の台湾人がこの過去をいかなる歴史的記憶として抱いているのかという点にある。それ自体が一九四五年の終戦以来、八十年にわたる変容の積み重ねの結果である。この八十年間、異なる歴史経験や立場をもつ政権や人々が、それぞれの歴史叙述を通じて五十年に及ぶ時代（すなわち一八九五年五月八日から一九四五年十月二四日まで）を語り、評価を与えてきたのである。

戦後台湾における日治期〔日本統治時代〕の歴史認識は、

後に述べるように、おおよそ三つの世代に分けられる。すなわち、日治期の学校で日本語教育を受けた「日本語世代」、戦後に学校で華語（国民党政權が国語とした中国語…訳者注）教育を受けた「華語世代」、そして一九九〇年代の台湾民主化以後に教育を受けた「民主世代」である。以下では、今日の台湾という政治共同体——法制上、それを国家と呼ぶか地域と呼ぶかを問わず——の一員としての立場から、終戦八十年を経た現在、ほとんど姿を消した日本語世代に代わって、華語世代と民主世代が中心を占める今日の台湾において、日本語世代がかつて関わった「日本帝国による植民地台湾の統治」について、いかなる歴史記憶を有すべきかを省みたい。そのため、筆者が一九九〇年より三十年以上にわたって従事してきた「日治台湾史」研究の成果から、法学的専門性および法的生活への関心を基盤に設定した諸課題を摘録または要約し、日本統治下台湾の国家統治経験、刑事制裁、民事司法などに関する歴史叙述を試みる。そして最終的に導かれる結論は、歴史知識の本質とは、人々の生命経験に対する尊重にほかならない、という点にある。拙論の試みがいささかでも意義をもつならは幸いである。

二、外来少数支配層による専制統治の植民地

(一) 帝国併合時の歴史的状况

一八九五年当時、日本帝国が直面していたのは、いまだ近代化の洗礼を浴びておらず、主として漢人の移民から成る台湾社会であった。もともと台湾に居住していた南島語族系の原住民族は、十七世紀以前には、二千年以上にわたり東アジアで機能してきた朝貢体制に組み込まれておらず、したがって漢字や儒教を中心とする中原文化の影響を受けることもなかった。一六二四年、オランダ人が台湾に來航し、三十八年間の植民地支配を行ったとき、初めて台湾の「開發」の名の下に漢人移民を導入したのである。漢人である鄭成功の政權は、オランダを駆逐して二十一年間台湾を支配し、清朝に抵抗した。ゆえに、一六八四年に清代の中国が初めて台湾に官を置き統治を開始した後は、再び天朝の權威に反抗する勢力が出現することを警戒し、台湾に居住する漢人移民は、わずかな例外を除き、地方統治から排除された。清朝支配下の台湾における漢人移民は、一八六〇年以降、清朝が四つの通商港を開放したことにより、初めて西洋人の近代的企業制度や保険法制などと部分的に

接触する機会を得たが、一八九五年以後に中国大陆——台湾を含まない——で徐々に形成された中国的な国民意識はまだ存在せず、漳州人・泉州人・客家人といった郷里や言語を基準とする地域的な認識を持つにとどまっていた。日本統治の開始によって初めて、日本人を「他者」とする「台湾人」という集団的自己認識が形成されることになる。清朝による二百十二年の統治期間のうち、台湾は二百年以上にわたって福建省の一部として位置づけられており、独立した一省として分離されたのは一八八七年に至ってからであった。一八九五年五月八日、清朝が台湾の主権を日本に割譲することを定めた下関条約が発効したのち、同年五月二五日に、外見上は近代国家を装う「台湾民主国」が出現した。しかしそれは、清朝から派遣された巡撫や軍隊によって構成されており、清廷は約二十年前まで、台湾官僚が割拠することを防ぐ「為防台而治台（台湾を防ぐために台湾を治める）」政策を百九十年間続けていたため、この台湾民主国の首脳は台湾の漢人を統率することも、彼らを掌握することもできなかった。台湾に対して郷土的な愛着も経済的利益も有しておらず、わずか数か月で中国へ逃亡し、政権は滅亡した。⁽²⁾

一八九五年の日本帝国による台湾併合の経緯と状況は、

一八七九年の琉球併合とは異なっていた。日本は台湾におけるオランダ統治初期に鎖国政策を取っており、その後一八七四年の牡丹社事件で出兵したものの、間もなく撤退している。したがって、台湾併合以前に日本の勢力が台湾に根を張ることはなかった。それに対して、日本の薩摩藩は一六〇九年、清朝の冊封を受けた朝貢体制下の周縁的な政治共同体である琉球王国を侵攻しており、併合以前から清朝と幕府の双方に臣従する琉球を実質的に支配していた。日本帝国は武力征服を経ることなく、「処分」という名目で琉球国王の統治権を接収した。一八七二年に琉球藩を設置し、琉球国王を藩主としたのち、一八七九年に琉球藩を廃して沖縄県を設置、琉球王国は正式に滅亡した。国王は東京へ移され、日本華族として遇された。日本に反発する一部の琉球人は地域で抵抗したが、最終的には清朝中国に援助を求めて離郷を余儀なくされた。⁽³⁾

台湾併合の過程はまた、一九一〇年の朝鮮併合とも大きく異なる。朝鮮には、明朝および清朝から冊封を受け、五百年にわたり朝貢してきた大朝鮮国／李朝が存在し、千年以上にわたり中原の天朝の周縁的な政治共同体として「朝鮮人」という集団的自己意識を形成していた。さらに重要なのは、朝鮮が一八九四年に法の近代化を開始し、清国と

日本との間の下関条約第一条によって朝貢を停止したことを契機として、一八九七年に朝鮮国王が大韓帝国を樹立し、琉球には存在しなかった近代的主権国家が出現したことである。国民意識をもつ朝鮮人が一国として近代化を進めていた時期に、日本は朝鮮の利権をめぐって清国と戦争を行い、勝利した後には中国の影響を排除して台湾をも獲得した。その後、日露戦争に勝利した日本は、一九〇五年に朝鮮を保護国とし、一九一〇年には両国の「併合」条約を締結し、十年余りをかけて大韓帝国の皇帝から統治権を奪い取っていった。この過程で、朝鮮人の間には屈辱と憤怒が蓄積し、広範かつ激烈な抗日運動を引き起こした。⁽⁴⁾これに対して、台湾はもともと東アジア朝貢体制下において集团的同一性を形成しうる「王国」⁽⁵⁾ではなく、西欧に由来する近代的な国民国家意識も欠いていた。⁽⁶⁾

国際法上、大清帝国が日本帝国へ台湾の主権を移転した条約が存在したとはいえ、実際には一八九五年六月二日、基隆沖合の一隻の船上で主権の引き渡し手続が行われた。このことは、日本帝国が残酷な武力征服によって台湾の植民地支配を開始したことを示している。実際、日本軍は同年五月二十九日に澳底に上陸し、台北城へ進軍して、六月十七日に「始政」式典〔日本が台湾統治の開始を宣言した

式典・記者注〕を挙行した。海を渡って台湾へ移住し、土地を開墾して私的な武力を保持していた各地の豪族たちは、清朝から官に抗う「民変」の伝統を有しており、一八九五年以降、自己の産業を守るために近代化された日本軍と必死に戦った。日本帝国が台湾の漢人社会を完全に制圧するのは、一九〇二年になってからである。後世の研究者の推計によれば、この八年間に約三万二千人、すなわち当時の台湾総人口の一パーセントを超える人々が日本統治者によって殺害された。若年層で見れば、およそ二十五人に一人が抗日行動で命を落とした計算になる。⁽⁷⁾台湾人が日本帝国の侵略に臆したという見方は、むしろ史実に反するであろう。さらに、西洋人や漢人と交流を持たず、近代性知らなかった一部の台湾原住民族を、日本帝国は「蕃人」と呼び、当初は獣のように扱った。やがて一九一五年に至り、武力征服をほぼ完了した。台湾に居住する日本人や漢人（漢化した平埔族を含む）とは異なり、これらの「蕃地」と「蕃人」の統治はすべて警察機関の管轄下に置かれ、一般行政区域に居住する平地の原住民の中で、司法や警察以外の行政機関に接触できた者はごく少数であった。⁽⁸⁾

(二) 植民地台湾における憲政体制の創設と運営

台湾人による激烈な武装抗日運動に直面した日本帝国は、台湾統治にあたり、琉球のように府県制を適用するのではなく、西欧列強がアジア・アフリカの植民地で採用していた統治モデルに近い方式を採用する決断を下した。その特色は、一八九六年に公布・施行された「六三法」に基づき、独立した一法域 (jurisdiction) として新設された「台湾地域」を専管する台湾総督に、帝国政府の内閣による決裁を経て天皇の「勅裁」によって公布できる「律令」制定の権限を与えた点にあった。総督は、台湾の特殊事情に応じて立法を行うことができ、たとえば台湾人の民商事を旧慣に従わせる(後述)ことを律令によって定めることが可能であった。一方、沖縄県で実施されたような旧慣調査に基づく単独立法は、法制上困難であった。日本帝国はのちに、一九一〇年の朝鮮併合後、もともと独立した一法域であった朝鮮においても、台湾総督の律令制定権を踏襲した(一九〇六年公布・翌年施行の「三一法」を参照)。朝鮮総督には同様の立法権が与えられ、名称を「制令」と改めて、朝鮮人の一部——日治前期の台湾とは異なり、事項全般ではない——の民事・商事を慣習に従わせ、日本の明治民法を直接適用しないよう定めた。こうして、台湾が独自の法

域としての植民地から、後に独立国家へと歩む第一歩を記したのは、一八九五年の日本統治に始まるといえる。

もともと、日本の台湾統治体制のもとでも、帝国議會は台湾に関する法律を独自に制定することができた。帝國議會で制定された法律、たとえば明治民法典が、内閣の決裁を経た天皇の「勅令」によって台湾に適用されると定められれば、台湾においても法的効力が生じた。また、一九二一年に公布・翌年施行された「法三号」により、一九二二年から帝國政府は「特例勅令」を発することができるようになった。これにより、勅令の指定によって台湾で効力を有する法律(帝國議會の協賛を経たもの)について、台湾の事情に応じた特別規定を設けることが可能となり、「内地延長主義」の下で、より多くの日本の法律を台湾に施行することが容易になった。朝鮮には特例勅令制度が存在しなかったため、形式的には日本の法律の直接施行が難しく、前述の明治民法典も、台湾では特例勅令によって親族・相続の二編を除外して施行されたのに対し、朝鮮では終始「朝鮮民事令」(制令)が適用され、日本の法律は直接施行されなかった⁽¹⁰⁾。

台湾史研究では、しばしば台湾総督を「土皇帝」と称するが、これは誇張である。戦前の日本帝国には、一国内に

複数の法域が存在した。憲法に定められた通常の立法手続によって法律が制定される法域を「内地」と称し（沖繩県を含む）、それ以外の法域を「外地」とした。これは今日の中華人民共和国における香港の「一国二制度」に近い構造である。したがって、日治期の台湾総督の地位は、むしろ今日の中国香港特別行政区行政長官に比すべきであろう。⁽¹¹⁾ 前述の通り、台湾総督は帝国内閣会議での最終決裁——すなわち天皇による勅裁または勅令——を経て立法権を行使し、その任命も帝国内閣によって行われた。当然ながら、総督は帝国内閣が確立した植民地統治方針に従う存在であった。内閣各大臣が副署制度によって天皇に責任を負う一方で、台湾総督府では民政長官（のちの総務長官）以下の全職員が総督に従い、行政権が総督に集権化された形式上は「総督府評議会」が存在したが、日治初期は総督の部下のみで構成され、後期になって民間人が加えられても、あくまで諮問機関であって、総督の決定を変更する権限はなかった。一九二〇年以降、行政権の一部が州庁など地方政府に委譲されたものの、地方行政長は依然として総督の指揮監督下に置かれていた。留意すべきは、総督が台湾の裁判所に対し行政監督権を有していたものの、個々の裁判について司法判断を行う権限は持たなかったことであ

る。したがって、台湾総督を「行政・立法・司法三権を掌握する存在」とする見方は誇張に過ぎない。さらに、一九一九年以降、文官が総督に就任できるようになり、台湾軍司令官職が別に設けられて以降は、最終期の武官総督が台湾軍司令官を兼任したのを除き、総督に軍事指揮権はなかった。したがって、台湾総督は相当の政治的権威を有していたが、それは絶対的なものではなかった。⁽¹²⁾ また、日本帝国の政界では、台湾総督経験者の評価は朝鮮総督経験者に比べて低く、帝国内閣の台湾総督府への監督は、朝鮮総督府よりも強かったと考えられる。⁽¹³⁾

このような権力集約的かつ専制的な植民地法制において、統治の上層部はすべて日本人で占められており、台湾人はこの「少数支配層による統治」のもとで日本帝国の「二等国民」とされた。一八九五年当時、台湾には近代的な法制の専門人材が存在せず、日本人が政府部門の中高級職を独占した。台湾人は日本語を習得して初めて下級官吏となる機会を得たにすぎず、その後も例外的にわずかな昇進者が見られた程度であった。日治期における台湾人の近代教育では、医学部進学者が最も多く、次いで法学部であったが、一九一九年になって初めて台湾で弁護士を務める者が現れ、戦前末期までに一〇九名の弁護士のうち四十六名が台湾人

となった。裁判官では、一九三一年に初の台湾人法官が誕生し、日治末期には六十六名のうち七名が台湾人であったが、検察官には台湾人は一人もいなかった。⁽¹⁴⁾これに対し、国家から植民地へと移行した朝鮮では、少数ながら朝鮮人の検察官を含む司法官が存在し、数は減少したとはいえ、なお一部の職務が残されていた。⁽¹⁵⁾台湾では日本併合以前から政府官僚が存在しなかったため、日治五十年を通じて台湾人が総督府高官や州・庁長官を務めた例はなく、ただ一人だけが中級行政単位（郡）の長を務めたにすぎない。教師・警察官の職においても、高位職には台湾人は皆無であった。経済面では、阿片・塩・樟脳・煙草・酒などの専売事業はすべて総督府または日本企業が独占し、産業の主流に属する販売などの利権のみが、総督府と関係の深い台湾人に分配された。台湾人は、中小企業として政府統制の比較的少ない一般商取引に活動の場を見出すしかなかった。こうした「協力者」としての台湾人も、日本人より下位の社会的位置に置かれていた。一九三五年以降、台湾では地方議員選挙が実施され、議員の半数は官選によって任命された。大きな権限を与えられていた州・市の議員には日本人が多く選出された一方、台湾人が多く選出された街庄協議員にはあまり権限は与えられていなかった。官選と民選

の議員を合わせても、州・市では日本人が多数、街庄では台湾人が多数であった。これは、日本人が人口上は少数でありながら、政治的には優越的地位を占めていたことを如実に示している。⁽¹⁶⁾

一九二〇年代に入ると、日治期に成長した新世代の台湾人が近代的政治運動を開始した。近代的な法制の知識を身につけた多くの台湾人は、当時の日本における「大正デモクラシー」の気運の中で、明治憲政体制の枠内で自由権をもつて専制的国家に対抗し、議会制度を通じて台湾統治への参加を求めた。彼らは国民の憲法上の請願権に基づき、総督専制を制御し台湾人の政治参加を実現するため、「台湾議會」の設置を請願し、カナダやオーストラリアなどに倣う植民地自治を要求した。この運動は台湾の資産階級から庶民まで広範な支持を得たが、総督府は多くの協力者を動員して反対運動を展開し、帝国議会も全く取り合わなかった。他方、台湾人知識層の一部は日本国家の主権そのものに挑戦した。たとえば台湾民族の独立を主張した台湾共產党や、中国の支援による反日運動を期待する者たちである。しかし、当時の台湾民衆は近代法政思想に不慣れで、より激しい抗争には熱心でなく、「生活を守る」（生活上の安定を重視する）ことを優先していた。多くの民衆は、総

督府を批判する政治運動に対しても「我が族にあつても、我が家にあつてはならぬ」といった、期待と恐れが交錯する心理を抱いていた。人数が限られ、運動方針も分裂していた日治期の台湾人の政治運動は、総督府の専制を動かすことはできなかったが、台湾社会に自由と民主を志向する種子を蒔き、後の時代に芽吹く準備を整えたのである。⁽¹⁷⁾

(三) 日本国籍を有しつつも「自分の国家」を持たないこと

日治期、原住民を除く台湾人は、台湾海峡を隔てた対岸の人びとに対し「同族異国」の関係を感じていた。すなわち、一つの家族の中で、数人がそれぞれ別の国家に属するという事態が生じたのである。法制上「本島人」と称された台湾人（漢化した平埔族を含む）は、全体としては日清間の下関条約の国籍選択条項にもとづき一八九七年五月八日以後に日本国籍を取得し、個別には一九一〇年に戸籍編入の手続により「台湾籍民」とされ、または別途の帰化によって日本国籍を得た。他方、「蕃人」あるいは「高砂族」と称された原住民は、下関条約によらず日本の国籍法にもとづき、台湾総督府が一九一五年に五か年の理蕃計画を終えて蕃地の大部分を管掌しうるようになってから、日

本国籍を有するものと扱われた。⁽¹⁸⁾ 日本統治下の台湾人が、清朝から往来が密で言語文化も共通していた厦門（当時の対中国大陸渡航の七割を占める）、福州、汕頭などへ赴く場合、現地の税を免れ、日本の在中領事警察および裁判所の管轄を受けた。当時の台湾の新聞紙は、台湾人が中国で刑事事件に関与した場合、日本当局が処理する旨を報じている。厦門で現地人との武力衝突に巻き込まれて拘束された事件では、日本帝国が澎湖・馬公港から軍艦を派し、陸戦隊を上陸させて「護僑」に当たった例もある。他方で、中国大陸にある祖産の土地について所有権を認められないといった、法的かつ外交的な争いにも直面した。これら一連の事例において、人びとは自らの日本臣民としての身分を否応なく意識したのである。⁽¹⁹⁾

いしかえれば、日本統治期の台湾人は、自分たちが中国人ではないことをよく理解していた。一九二〇年代、政治的異議を唱える台湾人が中国へ渡り、上海で「親愛なる中国人よ、わたしたちの（原注・植民地の）自治運動を助けてほしい」と宣言したとき、その語りの上でも「わたしたち」は中国人ではなかった。西洋列強の租界で逮捕された際にも、中国ではなく日本の当局の管轄を受けることから、自ら日本国籍者であることを自覚していたのである。⁽²⁰⁾

旅券を携えて「出国」する機会のなかった多数の台湾人も、日常生活のなかで、台湾の土地所有ができず、原則として公学校に就学できない「華僑」に触れ、一九二三年以降は彼らとのあいだの民事・商事案件（たとえば婚姻）が同一の法に準拠しないことを知った。そして、その決定的な要因は、彼らが日本国籍を持たない「清国人」（法制上は一九一二年以降中華民国人と改称）である点にあると理解したのである。⁽²¹⁾

半世紀にわたる外来の少数支配層による専制統治は、二等国民として扱われた台湾人から、日本帝国への情緒的な一体感を奪った。他方で、芽生えはじめた台湾人意識が、自立した主権国家を求める段階へ高まることも許さなかった。すなわち、日本統治下の台湾人（異なる法制が施行された原住民を含む）は、前述のとおり法制上の差別的取扱いを受け、そのため日本国への同一視や忠誠は感情面で一定の距離を保つことになった。法の上では台湾人が日本国への忠誠義務を尽くしていたとしても、第二次世界大戦期には二十万人余の台湾人が日本帝国の軍人・軍属（ここでは軍夫を除く）となり、生命や青春を捧げながら、軍事組織の底辺に位置づけられた。この事実には彼らの「二等」性をあらためて示し、国家（日本）はあつても「自分の国

家」ではない、という不平等感を生じさせた。日本帝国もその不都合を自覚していたため、戦時動員のさなかである一九四四年、植民地台湾と朝鮮に対して「政治上の処遇改善」および「一般の処遇改善」を打ち出し、懷柔を図ったのである。もっとも、長く天朝および華夷の觀念に浸ってきた台湾人は、近代国家の国籍を利得のための手段として見る傾向が根強く、日治期に台湾外へ移住した場合にも、台湾を「故郷」とは呼んでも「国家」とは呼ばず、日本国民としての身分をことさらに語ることも好まなかったように見える。⁽²²⁾

このように、日本の五十年におよぶ統治を経たのち、台湾人が形成したのは「植民地共同体意識」にとどまり、自立した主権国家への志向はなお希薄であった。これは、同じ「外地」の住民であった朝鮮人が、独立国家への意志を持続させ、ついには独立を回復したことで大いに異なる。ただし、戦後の歴史は、朝鮮人に一つの国ではなく二つの国家をもたらしした。沖縄については、第二次大戦後、同地を占領した米国は、かつての日本本土とは別個の法域として直接統治したが、戦前の琉球は日本帝国の内部で「内地」⁽²⁴⁾に属していたため、結局は日本国の一部として「返還」され、独立国家となる可能性の窓は閉ざされたの

である。

三 司法と警察——權威主義的統治の主要な担い手

(一) 苛烈な政治犯弾圧とその緩和

日治初期、日本帝国は台湾人の政治的反抗者を「法の手続きを経ずに処断」あるいは「特別司法手続に基づき審判」することで、苛烈に鎮圧した。短期間の軍政期を除き、一八九六年四月以降、台湾総督は裁判所が受理した政治犯事件に対して裁判権を有しなかったが、裁判所に勤務する日本人司法官が、フランス法を模倣して制定された日本刑法典に基づき抗日分子に科す刑罰を「軽すぎる」と見なし、ため、一八九八年に緊急律令として、死刑の濫用を許し、しかも遡及適用を認める「匪徒刑罰令」を公布した。その結果、一九〇二年には、裁判所が匪徒事件において「法に基づいて」死刑判決を下した割合が七割を超えるに至った。しかし、一八九五年から一九〇二年にかけての武装抗日期における「匪徒」と呼ばれた台湾人反抗者のうち、実際に裁判を経て死刑となったのは全体の四分の一にすぎず、大多数は司法手続きを経ることなく軍隊によって射殺された。

続く一九〇七年から一九一六年にかけても、いくつかの武装抗日事件が発生したが、多くの場合、通常の司法官で構成されながらも一審終結の「臨時裁判所」が設けられ、「匪徒刑罰令」が適用された。したがって、一九一五年の西来庵事件（噍吧哖で発生した日治期最大の武装蜂起…記者注）では、実に八百六十六名の被告に死刑判決が言い渡され（後に天皇が減刑を宣告）、さらに軍警は無差別殺戮を行って民衆の抗日行動を威嚇した⁽²⁵⁾。

ただし、裁判所が匪徒罪に問うた者のすべてが政治的反抗者であったわけではない。一八九八年、当時の台湾総督児玉源太郎は地方官に対して、土匪の中には真の盗賊もいれば、郷党から尊敬され資産を有する漢民族の英雄もあり、後者は特別に扱うべきだと警告していた。立法上も、同年制定の「匪徒刑罰令」第一条は「目的を問わず、暴行または脅迫をもって目的を達するため多衆を結合する者を匪徒罪とす」と包括的に定め、政治的意図を要件としていなかった。すなわち、政治的反抗者のみならず、単なる盗賊集団も匪徒罪に該当したのである。これは、日本統治当局が政治的反对者を「土匪」として汚名を着せ、その人格的尊厳を破壊するための戦略であった。司法について、『日治法院檔案』によると、台湾中部の地方法院における匪徒罪

事件の事実関係の約四分の三は政治とは無関係な盗賊事件であり、被害者の大半は台湾人で、日本人や日本官署ではなかった。⁽²⁶⁾したがって、匪徒罪の有罪判決数が多いことをもって、当時の抗日活動が盛んであったと即断するのは誤りであり、実際には凶悪な強盗犯への適用も多かったのである。

やがて日治後期になると、当局は台湾人政治犯を「通常の司法手続によって審判」する方針へと転じ、刑罰も以前のような苛烈さを失った。一九一九年の司法改革において、臨時裁判所制度は廃止された。一九二〇年代に政治に異議を唱える台湾人が集会やデモなど近代的な反対運動を展開するようになると、各地の地方法院や高等法院が通常の刑事訴訟手続に基づいて政治犯事件を審理した。政治犯の多くは、「治安警察法」（治警法）、「治安維持法」（治維法）、「不敬罪」などの政治刑法ではなく、公務執行妨害罪、傷害罪、暴行罪といった一般刑法で処罰された。裁判所は治警法に基づき、台湾議会設置請願運動の推進者数名を有罪としたが、最も重い刑でも懲役四か月であった。日治期の刑事判決記録全体をみても、治警法違反による政治犯への典型的刑罰は罰金であり、自由や生命を奪うことは稀であった。さらに、一九二〇年代の農民運動関係者に対する有

罪判決のうち、治維法の適用は一パーセントにも満たなかった。犯罪統計からも明らかのように、政治犯・思想犯を取り締まるために設けられた治維法は、台湾では日本「内地」や朝鮮に比べて適用例が少なかった。⁽²⁷⁾理由としては、台湾で近代教育を受け思想犯となる者が日本「内地」よりも少なく（後述）、政治に異議を唱える者の多くが体制内改革を志向していたのに対し、政治に異議を唱える朝鮮人は国民意識にもとづき日本帝国の体制そのものを否定する者が多かったことが挙げられる。

日治末期になると、総督府は台湾に思想犯がほとんど存在しないと判断した。日本帝国は当時、治維法違反者に対して再犯防止のための「保護観察」や、思想を「転向」させるための「予防拘禁」を規定していたが、これらは日本「内地」および朝鮮においてのみ施行され、台湾には及ばなかった。台湾総督府が内閣会議に提出した報告によれば、一九四一年時点で台湾における思想犯受刑者は四七名にすぎず、一九三一―一九四〇年の十年間で治維法違反により有罪確定となった者は三百二十一名、その多くは農業従事者で、知識層は極めて少数であった。十年間で釈放された者は六百四名（原注…不起訴・無罪・刑期満了を含む）であり、そのうち再犯の恐れがある者は一割、再犯率はわず

か 8%にとどまった。警察は釈放者を思想転向の有無にかかわらず「要視察人」として登録し、行動を監視した。こうして、台湾では前記二制度を施行する必要があると判断されたのである。²⁸⁾ 実際、一九三七年に戦時体制へ移行すると、一九二〇年代以降に総督府を批判していた自由主義的・民主主義的運動家の大多数は、日本の戦争体制への協力に転じ、政治的反対運動を停止した。他方で、なお抗日を貫いた台湾人の一部は台湾を離れ、重慶や延安など日本と敵対する中国の政権に身を投じた。²⁹⁾ さらに、台湾には日本「内地」や朝鮮には存在しなかった保甲制度や浮浪者取締制度(後述)がすでに整備されており、「危険思想」を抱く潜在的政治犯を監視・拘束する手段は十分に備わっていた。戦時期に入って台湾軍司令部や憲兵隊が統治に関与する機会が増えたとはいえ、総督の管轄下にある警察機構こそが、終始一貫して日本帝国による台湾支配の中核的存在であったのである。³⁰⁾

(二) 人権を犠牲にして得られた「良好な治安」

国家建設や国民形成を目的とする歴史叙述において、これまで多くの歴史的な経験においては、抗日政治犯に関わる刑事司法に焦点を当ててきた。これは第二次大戦後に

建国されたシンガポールの例にも見られる⁽³¹⁾。しかし民衆の生活経験を歴史記憶として残すという観点からすれば、より注目すべきは、一般民衆がいかなる状況下で犯罪者とされ、いかなる制裁を受けたのかという点であろう。ゆえに、「抗日史観とは異なる… 記者注」「人民史観」に立脚する台湾史の叙述は、⁽³²⁾ 日常的な犯罪と処罰のあり方を通して、統治下の社会秩序を再考することを目指すものである。

日本帝国は、一九〇二年に統治初期の武装抗日勢力を鎮圧すると直ちに、警察と刑事裁判所によって運用される「犯罪統制体制」を台湾に確立した。日治期台湾の警察制度においては、末端の警察官が保甲制度を通じて民衆の日常生活を掌握した。犯罪の嫌疑を察知すると、多くの場合、賭博罪・暴行罪・各種行政違反など、三か月以下の懲役または百元以下の罰金で済む軽微な違法行為として処理し、上級警察官が「犯罪即決」を下した。かかる即決により有罪とされた人々は、警察権威を恐れて正式な裁判を請求することはほとんどなかった。比較的重大な犯罪のみが裁判所に送致され、検察官・裁判官によって刑事訴訟手続が行われた。さらに、警察が「犯罪の潜在的危険あり」と認定した者は「浮浪者」として上申され、地方警察の審査と総督の許可を経て警察設置の収容所に送致され、強制労働に

服させられた。これは犯罪防止を目的とした制度であつたが、一九二〇年代末には政治的異議者の弾圧にも流用された。⁽³³⁾ こうした「刑罰の剣」を握る日治期の警察が、同時に「人民の保母」として西洋近代性を台湾社会へ導入した側面もあつたのか否か——この二面性こそ、きわめて興味深い問題である。⁽³⁴⁾

日治期台湾の刑事司法には、実に多面的な様相があつた。この制度に関する歴史的経験をふまえ、「手続的正義」の観点から見ると、導き出される歴史的叙述は次のようなものである——すなわち、この犯罪統制システムのもとでは、日治下の台湾人に関わる刑事事件の大部分が、裁判所における通常の刑事訴訟手続きを経ることなく有罪とされたのである。すでに述べたように、犯罪即決制度により、当時の犯罪の大多数は警察機構によつて告発・即決・執行され、検事による起訴、裁判官による審判、そして検察・警察による執行という通常の過程を経たものはごく一部にとどまつた。しかも、その少数の裁判所に係属した案件でさえ、一九二四年の刑事訴訟法改正により、地方法院の単独部が罰金刑または科料刑に処する軽微な事件を略式手続で処理できるようになった。これは検察官が出廷して弁論を行う公判を開かず、書面審理のみで裁判官が「略式命

令」を出す制度であり、被告が不服を申し立てれば正式の裁判に移行できた。『日治法院檔案』の統計によれば、台北地方法院の刑事事件のうち、検察官・被告・弁護人の三者が公開の場で争わないまま略式命令で終結した事件は全体の約三割（二八・七％）に達した。とりわけ戦時期に入ると、経済統制関連の違反事件が大量に略式命令で処罰され、多くの民衆が検察官との弁論なしに有罪とされるに至つた。⁽³⁵⁾

かつて広く流布した、日治期の台湾は「嚴刑峻罰」であつたという記憶も、史料に基づけば再検討が必要である。政治犯については確かに日治前期において苛烈を極めたが、後期には必ずしもそうではなかった。一般犯罪に関しても、笞刑を科すことが残酷であるという批判は当たるとしても、一九二一年に笞刑が廃止された後は事情が異なる。政府の統計によれば、一九二〇年代以降、裁判所（軽罪のみを扱う即決機関を除く）で科された刑罰の大多数は罰金および科料といった財産刑であり、有期懲役刑は有罪被告の約一割、死刑・無期刑は毎年一桁台で、たとえば一九三〇年には死刑判決が皆無であつた。有期刑の刑期も、一九一〇年以降は半数以上が「六か月以下」であり、戦時中の一九三〇年代半ば以降は「一年以上六か月以下」が主流となつた

が、死刑・無期刑の件数は顕著に増加していない⁽³⁶⁾。比較の問題ではあるが、戦後台湾の刑事裁判では当初、有期刑判決が多数を占め、その後罰金刑中心へと移行したとはいえず、

有期刑は依然として二割前後、さらに一九八〇年代後半から九〇年代前半には三・五割を超えた。これに比べれば、日治後期の司法を「重刑主義」と呼ぶのは不当であろう⁽³⁷⁾。

さらに、戦後における日治期についての民間の記憶では「夜も戸を閉めずに眠れた」「泥棒を恐れなかった」といった「治安の良さ」がしばしば語られる。しかし実証的史料によれば、裁判および警察即決を含む犯罪統計のうち、最も多かった罪は第一に賭博罪、第二に窃盗罪、第三に傷害罪であり、「泥棒がいなかった」とは言い難い。一九二〇年代、経済状況の改善に伴い窃盗は一時減少したが、日治末期の生活困窮によって再び増加した。他方で強盗犯の数は大幅に減少し、一九一〇年代後半には受刑者千人あたり

三・四人だったものが、一九三〇年代半ばには一人未満(〇・八三人)となった。総じて言えば、日治期台湾の犯罪状況は「大罪不犯、小罪不斷〔大罪少なく、小罪絶えず〕」と表現できる。日本統治の全期間を通じて犯罪率はむしろ上昇傾向を示したが、それでも「治安良好」との印象が形成されたのは、日治前期には日本当局の統制力が弱

く、検挙件数が実態より少なかった一方、日治後期には行政刑罰の立法増加により軽微な違反行為までも刑事犯罪として扱われるようになったためである。すなわち、治安の良し悪しとは別の次元で「犯罪件数」が増えたにすぎない。重要なのは、身の安全を脅かす強盗などの重大犯罪が著しく減少した点であった。こうしてみると、日本の治安当局は「重罰」ではなく「必罰」をもって社会を統制したといえる。警察による即決制度は、流し刺し網のような「法網」として社会全体を覆い尽くし、軽罪でも必ず処罰した。刑罰は軽くとも、迅速な制裁が重罪の抑止につながったのである。ただし、その過程では無辜の者が冤罪に陥る危険もあった⁽³⁸⁾。一言でまとめれば、日本当局は最小の統治コストで人権を犠牲にし、植民地社会の「安定」を実現したのである。

四、近代的な民商法制と裁判所

(一) 民商法制の漸進的近代化

日本帝国は、琉球のように事前に実力支配下に置いていたわけではない台湾を一挙に併呑したのち、武力鎮圧を進めると同時に、民事および商事については「旧慣温存」を

採用して民心の安定を図り、近代民法の全面導入を急がなかった。日治前期（一九二二年末まで）は律令にもとづき、台湾人の民事および商事事項について、日本人が関与する場合は日本が西歐——まずフランス、ついでドイツ——から継受した民商法を適用し、そうでない場合は台湾の「旧慣」に従うと定めた。実際には当時、台湾人が日本人と法律関係を生じることが稀であったため、台湾人はほぼ自らの法的伝統に則して生活し得た。他方で、近代民商法は一九世紀末から台湾で、ことに日本人が持ち込んだ業種においては機能しはじめており、たとえば銀行借入に際しての抵当権設定などがそうであった。さらに重要なのは、律令が台湾の「土地に関する権利」については一律に旧慣に従うとし、日本の民商法に拠らないと定めた点である。ゆえに、日本人個人や日本企業が台湾で土地を購入するには、彼らにとって馴染みのない台湾人地主の作法——すなわち台湾旧慣——を遵守せねばならなかった。植民地当局は、飴と鞭の政策のごとく、かつて激しく日本に対して抵抗した台湾人地主層を優先的に保護したが、同時に台湾人が必ずしも十分に理解していなかった近代民法の概念を用いて「旧慣」の内実を解釈し、「土地に関する権利」を再編した結果として、それは近代化を経たのちの「新たな旧慣」で

あったと言える。⁽³⁹⁾

台湾を日本の法体系に取り込むという最終目標のもと、日本帝国は日治期の最初の十年（一八九五—一九〇五）に、清朝統治下には存在しなかった近代的所有権・契約制度を整備した。近代的土地調査によって平野部の各筆の境界と帰属を確定し、漢人社会における「大租戸」「小租戸」が併存して地主となる伝統を廃し、台湾の旧称に近い「典権」「胎権」を西欧資本主義民法の質権・抵当権へと転化したうえで、権利登記制度を整え市場取引を容易にした。

また、一八九六年七月十五日から全島で運用が始まった近代的民事裁判所は、私人の権利の実現を担保した。これらの民事裁判所は、近代民法の概念により台湾人の各種の労務・財物取引を解釈し、日本が西欧から継受した契約法の原理を注入して、日治期台湾の契約法を形成したのである。⁽⁴⁰⁾

（二）裁判所を介した新法の社会への浸透

近代民商法は、本来、西欧近代の資産階級の利益を保護するために成立した。台湾の資産家から一般民衆に至るまで、多くの人びとは従来の商取引の経験からその要諦を早くに学び、巧みに活用した。たとえば、日治前期に台湾人のみで構成される企業は、前述のとおり旧慣に従うため、

日本商法に基づく近代的公司を設立できなかった。そこで機転を利かせ、日本人一名を「名義人」として迎え入れ、日本人が関与することを法的要件として日本商法に基づく「會社」(當時の表記)を設立した。台湾人の大租補償金〔総督府による大租權の整理に際して交付された公債…訳者注〕を結集して一九〇五年に設立された「彰化銀行株式會社」は、その一例にすぎない。ゆえに「日治前期の台湾人は會社を設立できなかった」とする通説的言い回しは、あまりに粗い。一九二三年一月一日からは、日本民商法のうち、民法の親族・相続二編を除く部分が台湾に施行され、台湾人はより全面的に近代民商法を受容することになった。日治後期には、株式會社数で日本人會社と台湾人會社がほぼ拮抗し、やや台湾人側が上回ることもあった。無限責任社員と有限責任社員から成る合資會社では、台湾人會社の数が日本人會社を大きく凌駕した。一九四〇年以降、有限會社の設立も日本人と同時に台湾人に認められた。⁴¹⁾また、近代商法が生んだ有価証券である「手形」という語は、近代教育を受けた医師・賴和による台湾白話小説にも書き込まれ、台湾語の発音とともに日常語彙へと浸透した。さらに日治後期には、裁判所が法理を根拠として、西欧民法の限定承認・相続放棄の制度を導入し、台湾人が「父債子還

(父の借金を子が返すべきとする考え方)」という漢族の法的伝統から離脱できる途を拓いた。⁴²⁾こうした裁判所による見解の社会的影響力は、どれだけ多くの台湾人がみずから体験し、あるいは近隣や新聞雑誌を通じて知り、これに従ったかに懸かっていたのである。

人びとの扱いが国家に委ねられざるを得ない刑事事件とは異なり、当事者が能動的に選ぶ民事紛争解決制度について、日本の国家当局は二つの仕組みを提供した。日治前期、台湾人は地方行政官が「情理」によって裁断する「民事争訟調停」をなお歓迎し、これは紛争解決に資したが、近代的な「法」の普及には制度的障害ともなった。他方、日治後期になると、公正廉潔とみなされた裁判官が「法」によって裁く近代的民事裁判所の利用が、前記の地方行政官による調停の倍に達した。両制度は必ずしも相互排除的ではなく、民事争訟調停を用いつつ、同時に債務者の財産隠しを防ぐ仮差押えなどを裁判所で進める例も少なくなかった。一般民衆が近代民事訴訟の作法に相当に通曉していたことを示している。⁴³⁾

このように、日治下の台湾人の民事司法に関する正義観は、一定の範囲で近代的なものへと転じた。『日治法院檔案』に収められた台北地方法院の民事判決原本によれば、

建物・船舶など経済価値の高い対象や、会社・手形に関わる近代商事紛争では、台湾人は裁判所を用いることが多く、新たな「法による裁き」の正義観を体験した。他方、家族関係や伝統的な農業に関わる紛争では、相互譲歩を旨とする伝統的正義観に傾きやすかったが、和解が望めぬ場合には訴訟に訴え、しかも建物・船舶や商事紛争よりも高い控訴率で、裁判所による適法な判断を強く求めた。日治後期に裁判所での近代型商事事件が増加すると、富裕層や商人のあいだで新たな司法に関する正義観の認知と受容が広がった。すでに日治前期から、土地権利がヨーロッパ大陸法式へ改編され恩恵を受けた層は、しばしば裁判所の「法による裁き」によって自己の利益を擁護していたのである。

なお、性別について述べるならば、同じ地方の裁判所における民事訴訟で「原告が男性」の事件（三万九千八百八十一件）は、「原告が女性」および「原告または法定代理人の一方が女性」の事件（それぞれ四千七百十二件、七百九十四件）を大きく上回り、女性が司法正義観を転換する機会には男性より少なかった。それでも、家産に関わる人事紛争では、女性が一族内の圧力に抗し、裁判所での解決を堅持して、近代的な法律に基づく審理の正義観を経験した例が多い。当事者の大半が男性であったにもかかわらず、日治

期における地方法院の平均的な弁護士利用率は二八・七％にとどまり、多くは本人訴訟であった。人びとは依然として伝統的な「父母官の慈裁」を期待し、近代裁判所で自ら法律専門家を雇い権利を争う発想に慣れていなかったのである。ただし、弁護士利用率は安定的に上昇した。伝統色の濃い祭祀公業が訴訟当事者となる場合には、弁護士を代理人に立てる比率が六割近くに達していた。⁽⁴⁾

人びとが裁判所から地理的に遠ければ、利用は少なくなる。ゆえに司法インフラへの投資の多少は、司法観の転換度合いを大きく左右した。台北州を管轄し、台北市中心に位置する台北地方法院の一九二〇年以降の民事訴訟を例にとると、当事者住所が台北市であるものが突出して多く、全体の五六・五％を占める。これに次ぐ基隆市郡（一九二六年に市制施行）は七・三％にすぎず、両者の差は数倍であった。一九三五年の人口は台北市二十五万六千七百二十人、基隆市郡十九万八千九百二十九人で差は大きくないのに、裁判所利用には天と地の開きがある。経済・社会条件の差を斟酌しても、総督府が基隆市郡に地方法院または支部を設けず、住民が台北地方法院まで出向く時間・金銭コストを強いられた事実が、利用格差の一因であったと言わざるをえない。⁽⁵⁾

(三) 叙述の欠如による記憶の断絶

以上のような日治期の民商法と裁判訴訟に関する歴史経験と叙述は、戦後台湾に生まれ育った人びとの歴史的記憶には刻まれなかった。国民党政府のもとで一九五〇年代に編纂された中国地方史としての『台湾省通志(政事志・司法篇)』は、台湾大学法学部の蔡章麟・洪遜欣両教授に、日治期台湾の民事・刑事の実体法および手続法の規定を執筆させたが、こうした法学知識は彼らの民法・民事訴訟法の講壇に現れなかった。『通志』には、日治期台湾の民法が慣習法を法源とした際に参照すべき判決例の記載がなく、日治期の法制において台湾が「西洋法継受」を行った意義、すなわち伝統から近代法制への転換の背景・条件、そしてその社会的効果の説明も見当たらない。一九五〇年代に台湾で「西洋法継受」を論じた多くの法学者は、中国大陸から来台したばかりで日治期における経験を持たず、また日治期台湾の歴史経験を知らされていなかった。結果として一九八〇年代まで、日治期の台湾法は法学部の「法制史」教育に組み込まれず、台湾の法学教育からほとんど消え去った。⁽⁴⁷⁾法制専門史が日治期の台湾を語らず、語るとしても「匪徒刑罰令」のような嚴罰的植民地法令の一部にとどまるなら、通史が法律の変遷や当時の人びとの日常生活

への影響に目を向けないのもむべなるかなである。

この記憶の欠落は、戦後台湾の法的正義の実現を大きく損なった。戦後の民事訴訟には、事実関係が日治期に生じ、当時の台湾法にもとづいて既存の法的関係を認定すべき事件が少なくなかった。しかし、一九五〇年代の台湾の裁判所では、司法官の多数が中国大陸出身で日治期において経験を持たず、戦後の法学教育も日治期の法制を扱わなかったため、民事裁判官は日治期の台湾民法に不案内で、直面すれば戸惑う場面が多かった。また、一九四五年十月二十五日には、旧国家法から新国家法への民法上の接続という問題が生じた。旧国家法の下で既に成立していた一定の私法上の権利は、新国家法の下においても、原則として相当程度の継続的効力を認められるべきであった。たとえば、日治期に日本民法にもとづいて設定された不動産質権については、戦後、その制度を欠く中華民國民法の下においても、本来、何らかの形で保護が与えられるべきである。国家の交替によって、一般人民の私法上の権利が不当に侵害されることは避けられねばならないからである。しかし、戦後に国民党政権が主導した国家は、この問題に対応する特別立法を行うことを怠った。日治期台湾の民法体系に通じない裁判官は、個々の訴訟において既存の私権の保護を

求める当事者の訴えに直面しても、問題意識を持ってないか、あるいは対処の手段を欠いたまま、結果として人民が理由なく被害を受ける事態を看過したのである。このような状況を踏まえると、国民党政権が掲げた「光復」という言辭は、後述する事情とあわせて、いっそう強く皮肉として映る。

こうした新旧の国家法が入れ替わって二十余年を経た一九六六年、司法行政部は、日治期に弁護士を務め、當時國立台灣大学法学部で教鞭をとっていた戴炎輝に台湾民事習慣の調査を委嘱し、「審判実務の参考」に供した。ここでいう「習慣」の大半は、実のところ「旧国家法」たる総督府裁判所による親族・相続の慣習法に関する権威的解釈であり、「習慣」の名を借りて日治期の身分法を密かに通用させるものであった。他方、日治後期には財産法が日本民法に改められていたため、「習慣」による潜脱はできない。しかも、日治の裁判所は原則として原住民の民事事件を扱わなかったため、戦後の「台湾民事習慣調査報告」には原住民の習慣が言及されず、その後五十余年を経た二〇一七年になってようやく、台湾政府は原住民民事習慣の調査報告を公表したのである⁽⁴⁸⁾。

たしかに、時の流れとともに、事案が日治期に発生した

民事事件は減少していく。しかし八十年を経た今日でも、この種の事件はなお起こりうる。視点を変えれば、日治経験を有する家族が司法においてしかるべき公平を得られない状態が、実に八十年も継続してきたということでもある。戦後、国民党政権が「日本時代」の歴史経験を仇敵のごとく扱ってきたのは、なぜか。これを語るには、一九四五年から説き起こす必要がある。

五、外来政権による八十年前の台湾「光復」

宣言

(一) 戦勝国としての「接収」の「光復」としての解釈

一九四五年、第二次世界大戦が終結すると、同年十月二十五日、当時中国で政権を握っていた国民党政権が連合国を代表して、五十年間日本統治下にあった台湾を接収した。これは、米国が連合国を代表して日本帝国の他地域を占領したのとは異なる形であった。党名からも中国ナショナリズムを標榜する国民党の成員は、抗日のため中国へ赴いたごく少数の台湾人を除けば、ほとんどが台湾で日本統治を経験していなかった。戦前の中国人はおおむね台湾を中国の一部とみなしておらず、関心も理解も薄かったのである。

象徴的なのは一九三六年、中国国民政府が公布した憲法案である。領土条項は列挙方式を採り、清朝から継承した版図のうち、日本軍が占領し満洲国が成立していた東北各省は記載したが、「台湾省」は含めなかった。当時、中国人は台湾と朝鮮を並称することが多く、台湾を東北と同列に語るとは稀であった。一九三七年に日中戦争が勃発したのち、中国国民政府軍事委員会委員長の蔣中正（蔣介石）は、一九三八年に朝鮮と台湾を日本帝国から解放すべきだと述べ、日本の主権に正面から挑戦したが、台湾を中国に帰属させるとは明言しなかった。太平洋戦争が始まったのちの一九四一年十二月九日、中華民国重慶政府は対日宣戦し、日清条約（下関条約を含む）を破棄すると宣言、やがて一九四三年のいわゆる「カイロ宣言」で、台湾主権への関心を明確に示した。⁴⁹一九四五年十月二十五日、台北で挙行された台湾統治権の受領式では、中・米・英・ソ四か国の国旗が掲げられ、中華民国国旗と国民党旗が中央に配された（写真が残されている）。国民党政権は重慶で確立した「台湾を各省と同視する」原則にもとづき、清朝が二百余年統治したのち、一八八七年によりやく設置し、わずか八年で一八九五年に割譲した「台湾省」⁵⁰の復活を宣言し、この日を「光復節」と定めた。「光復」という語は、

五十年前に日本政権が掲げた「始政」と同様、外来の統治層の歴史観から発せられ、民衆に「記念」を求めるものであった。

戦後、かつて植民地統治者であった日本は占領下の国家へと立場を変え、米国主導で国家制度の再編を受けた。これは、ある意味で一八九五年以降の台湾人が経験した、法制を「改革される側」の苦味を、今度は自ら味わうことになったかのである。植民地台湾で優越的地位にあった日本人は、戦後「母国」である日本へ戻ると、少なからぬ差別に直面し、台湾での司法官僚が「降格」に遭うこともあった。そこには、日治下で台湾人が抱いた感情を追体験する契機があったであろう。では、日治下の台湾人——戦後は台湾を「中国の一省」とする観点から「本省人」（高山族の原住民を含む）と呼ばれた——は、この戦争において「戦勝側」だったのか、それとも「敗戦側」だったのか。終戦直後、台湾人には独立建国の観念がまだ希薄であったため、当初は「祖国」から来た国民政府による接収と管理を歓迎した。だが、明治憲法の下で政府に抗する経験を持つ本省人の法制エリートは、国民党政権が台湾統治のために設けた、行政権を総攬し警備総司令も兼ねる行政長官を、かつての総督になぞらえ、行政長官公署の高官がほぼ

すべて外省人で占められた状況を、戦前に日本人が統治上層を占拠した構図の再現と見なした。かくして、本省人が日治期に味わった「二等国民」の悲哀は、「光復」の宣言によって終わることはなく、むしろ日本人が去れば自治が可能になるという期待が潰えたことで、失望は決定的となった。日本に留学した経験をもつ外省人はエリートとして指導層に登用され、たとえば初代台湾省行政長官の陳儀（日本陸軍大学校卒）、初代台湾大学学長の羅宗洛（北海道帝国大学卒）、初代台大法学部長の劉鴻漸（京都帝国大学卒）などがそうであった。他方、同じく日本に留学した経験のある本省人は「奴隸となった」と見なされ、郷土である台湾においてさえ高位公職からほぼ排除されたのである⁽⁵¹⁾。

（二）二・二八事件——原子爆弾のような衝撃

最大の衝撃は、言うまでもなく一九四七年に勃発した二・二八事件と、その後の軍事的鎮圧であった。国民政府を含む各方面は、日本帝国の半世紀にわたる統治が台湾人に広く「遵法精神」⁽⁵²⁾を涵養したことを認めていた。にもかかわらず、中国国民政府が來台して一年半も経たぬ一九四七年二月二十八日、政府の施政に抗議する民衆が街頭に立ち、流血の衝突が起きた。民国期の軍閥割拠をくぐり抜け

た外省人が中核となる国民党政権は、ついに軍隊を用いて台湾の民衆に無差別射撃を加え、裁判も経ずに本省人エリート⁽⁵³⁾を殺害した。すべては、日治初期の外来政権による苛烈で無情な武力鎮圧が再来したかのようであった。その結果、二つの集団のあいだには深い断絶、さらには相互の敵対意識が生み出されたのである。とりわけ、日本統治後期の民事・刑事司法を通じて近代法秩序を体験し、その存在を理解していた本省人にとっては、たとえ再び武装抵抗に訴えることはなかったとしても、内心に強い不服従の感情を抱かざるをえなかった。日本政権はここまで無法ではなかった、比較すれば国民党政権の方がはるかに苛烈であった——この感情は、瞬時にして日本帝国を憎悪の対象から外してしまったのである。

まさに「没比較、就沒傷害（比較が痛みを生む）」⁽⁵⁴⁾。二・二八事件以後、一九八七年の戒嚴解除までの四十年間、国民党政権が政治犯に科した刑罰は、日治後期の日本政権よりもはるかに苛烈であった⁽⁵⁵⁾。長期にわたる恐怖政治は、本省人の集団的トラウマを固定化し、家庭で大人たちが「二・二八」を口にしないという形で表出した⁽⁵⁶⁾。

戦後早々に政治的な「差別」を受けたことは、日治期に抱いた「自分の国家ではない」という痛みを呼び覚ました。

そこに「虐殺」が重なり、当初祖国と信じた中国への失望は、台湾が自立して国家となるべきだという想いを呼び起こした。⁽⁵⁷⁾これは本来、日治期における台湾人と朝鮮人との相違点であった。以後、独立建国は、台湾社会の一部の知識エリートが熟慮の末に掲げる主張となった。それは、一八九五年の「台湾民主国」のように旧支配層が権益延命のために振りかざした言説とは異なる。しかし、日本帝国は台湾に対する統治権をまるごと国民党政権に引き渡してお⁽⁵⁸⁾り、世界的な脱植民地化の潮流の中で本省人エリートが独立を実現する好機は与えられなかった。東アジアが伝統的な「天下」観に支えられた朝貢体制から、近代国際法の下での主権国家・国民国家の相互平等へと転換する歴史的脈絡において、日治期以前には集团的アイデンティティを欠いていた台湾人は、二・二八事件に刺激され、その後の民主化によって促進される「国族建構 (nation-building)」を、最も遅れて開始したのである。

六、民主化と開放以後の新しい歴史叙述

(一) 時代ごとに異なる歴史叙述と記憶

一九四九年以後、国民党政権は中国大陆から逃れ、中国

は中華人民共和国の統治下に入った。⁽⁶⁰⁾しかし国民党はその後台湾（日本の植民地統治を経験しなかった金門・馬祖の小群島を含む）だけを統治し続けた。このとき台湾には、特定の「台澎金馬」を領土とし、その住民を国民とし、蔣中正が率いる外部から移入した移住者集団が中央政府を構成する「事実上の国家」が現出した。政治的には「遷占者国家（外部から移住してきた集団が、先住民を支配しその土地に国家を樹立した体制…訳者注）」と称しうるが、国号はなお「中華民国」を維持し、法的には自らを中国の正統政府と主張したのである。⁽⁶¹⁾台北に中央政府を置いたこの「中華民国」を、外省人は「自分の国家」と感じたかもしれない。しかし本省人にとってはどうであったか。

同じく日本帝国の支配を受けた朝鮮人は、戦後、体制の違いによって南北に分かれたとはいえず、日治期の台湾人——戦後の本省人——のように、日本の撤退後、再び非土着の外來政権に統治されることはなかった。一九五〇年代以降、台湾政局を掌握した蔣中正率いる「外省人」の移住者集団は、二・二八事件後、本省人に対して警戒と不信を抱き、日本の侵略を受け、かつ「大中国」を統治したという自らの歴史記憶を携えて、かつて日本の植民地であった「小台湾」に対し、人的・物的に、日治期の歴史経験をも

軽視する優越感を抱いた。実際には、離れざるを得なかった故郷——中国内地／大陸——への郷愁の吐露でもあった。⁽⁶²⁾そのため、国家運営の全領域において、本省人が人口の八六・八七%を占めたにもかかわらず、少数の外省人が台湾中央政府の行政・立法・司法の部門を独占し、本省人は権限の小さい地方政府にのみ参加の余地を得た。国民党がごく少数の本省人を中央政務に登用し始めるのは一九七〇年代である。同時に、産業・教育・文化など各分野でも外省人が指導層を占めた。⁽⁶³⁾国民党政権は、中国との内戦継続を口実に動員・戒厳体制を布き、一方では「民主」を凍結して少数の政治エリートによる統治を行い、他方では「自由」を凍結して専制統治を行った。⁽⁶⁴⁾これらは、日治期の族群政治・外来政権専制の再現にほかならず、まさしく「占拠」と言うべきであった。だが、国民党政権が日治期台湾の経験を一般人の歴史的記憶に定着させない限り、このような疑念はそもそも生じなかったのである。

権威主義体制下の歴史教育と、新聞社などメディアへの厳密な統制によって、日治末期を実際に経験した多くの本省人は、一九五〇年代以降、公共空間において自らの生命経験を長く「忘却」させられた。私的領域で日本時代への郷愁を語れば、国民党政権が支配的な影響力を有する文化

的権力空間において「親日」と解され、ついには「台湾人は親日的」との評言が国際社会に流布した。近年の研究によれば、第一世代の外省人は一九四九年に中国から逃れて流浪の難民となり、台湾での生計を次第に亡命した党と国家に依存する一方、専横な遷占者としても振る舞い、文化的偏見から本省人を「指導に値する同胞」と見なし、社会的な傷を与えた。⁽⁶⁵⁾「十分に中国的でない」との意味を帯びる「親日」のレッテルで、本省人の日本時代の記憶——日本語の使用を含む——を見ることは、日治五十年を経験し、中国の国民形成には参加してこなかった本省人が、一朝にして「中国人となれ」と強いられた苦衷を無視するものであり、ある種の「傷害」である。

ただし、日本帝国の台湾統治と異なり、外来の国民党政権には、その統治を無尽蔵に支える「宗主国」が存在しなかった。ゆえに本省人の政治エリートの一部を統治連合に組み込み、同じく本省人エリートが率いる反対運動に対抗せざるを得なかった。一九七〇年代、国民党指導者の蔣経国は「台湾を包摂する」文化政策へ転換し、本省人の日本時代における経験が「郷土史」として叙述されうる道が開かれた。⁽⁶⁶⁾さらに重要なのは、戦後台湾が一九八七年に戒厳を解除し、一九九一年に一切の戦時体制を終結し、一九九

二年に刑法を改正して政治に異議を唱える者が言論のみで処罰されないようにし、最終的に日治期とは全く異なる「自由民主化」に到達したことである。一九九六年、民選によって総統となった、日治経験をもつ国民党指導者・李登輝のもと、一九九七年の国民中学『認識台湾（歴史・社会編）』の教科書で「日治」の語を用いることが試みられたが、四十年以上前に国家の力で民間に「日抛」への改称を強いた中国ナショナリストが反発し、最終的に歴史編では「日本植民統治」、社会編では「日治」という妥協が成立した。⁽⁶⁷⁾ 実のところ、一九九〇年代の民主化後になってようやく、本省人はこれを「自分の国家」と感じようようになり、十九世紀末の日本植民統治者が創出し、戦後に国民党が継承した権威主義体制を転換し、日治期の植民地の歴史の影響から抜け出し始めたのである。⁽⁶⁸⁾

二〇〇〇年、国民党の五十五年単独支配が終わり「政変交替」の時代に入ると、社会には、本省人・外省人のいずれの歴史経験も尊重すべきだとの合意が次第に形成された。これにより、「日治」台湾の諸相をより理性的かつ全体的に論じ、叙述し、歴史記憶を形づくることが進んだ。⁽⁶⁹⁾ 学界と民間の多くが自発的に採用した「日治」という語は、象徴的記号として中立的な「統治」を意味し、日本による台

湾統治の歴史経験を自由に叙述するための標識となったが、特定の立場から「日抛」を用いる叙述も許容された。しかし二〇〇八年に国民党が再び政権を担うと、行政院は二〇一三年七月二十三日付で所管機関に、中国ナショナリズムの観点から「日抛」を使用するよう通達した。⁽⁷⁰⁾ それでも學術機関である中央研究院は「日治」を用い続け、もはや国民党政権も蔣中正・蔣経国時代の党国的権威体制を復活させることはできず、学界・民間の「日治」用法を阻めなかった。二〇一六年五月二十日以来、中央行政は民進黨政権に交代し、「日抛」の強制はなくなった。

今日の民主台湾では、従来、本省人や外省人と呼ばれてきた多くの人が自らを「台湾人」と認識し、われわれ台湾人が共有する、本省人の「日治台湾」、外省人の「民国時代中国」という歴史経験を考察しようとしている。⁽⁷¹⁾ 他方で、両者を比べれば、日治台湾史における従来の「慣性思考」を再検討する緊要性が高い。というのも、一九四五年から一九九〇年代後半の『認識台湾』教科書の登場まで五十年以上にわたり、本省人・外省人のいずれにとっても、学校の歴史教科書が伝えたのは、中国ナショナリズムの視角から見た日本の台湾統治の初期および前期の抗日と鎮圧に偏った像であったからである。そのため、今日の多くの

所有者となった人びとはなお少なくなかった。彼らが一九四七年に土地総登記をしなかったというだけで所有権を失うのだとすれば、それは「光復」によって被害を受けるに等しい。台湾法制史研究は二十年以上前にこの見解の不当性を指摘していたが、日治期台湾民法への歴史的記憶を欠く司法界は長らく無反応であった。ようやく二〇二三年、憲法法院一一二年憲判字第二十号判決が、日治期に未登記の土地所有者も、登記済み所有者と同等に保護されるべきだと判示して、見解を転換したのである。⁷⁴ もっとも、台湾法制史研究の価値は、立法・司法・法学のために用いられることだけに存するのではない。むしろ重要なのは、後述のとおり、各個の生命の存在を尊重することにある。

歴史記憶を再構成するより大きな意義は、自由で民主的な憲政秩序が追求する「人間の尊厳」を擁護する点にある。筆者が日治期台湾の歴史を研究するのは、当時、自由に公然とこの歴史を語ることでできなかった父母の世代に代わって、その生命経験を語るためである。すなわち、歴史認識の本質に立ち返れば、それは生命経験への敬意にほかならない。

筆者の父母は、日本統治を受けた「日本語世代」に属する。彼らは家庭で、戦後国語となった華語を使えず、ある

いは使い慣れず、日常では台湾語・客家語その他の原住民語を用いたが、一九五〇年代以降、それらは校内で抑圧される「方言」とされた。本省人の子弟は、学校教育について親の助力を得にくかった。彼らの学んだ国語・歴史・地理の教科書は親のものと全く異なっていたからである。そして残念なことに、戦後の国家教育を受けた一部の人は、親世代の言語と文化を蔑視するに至った。⁷⁵ 実のところ、日治期の体験を携え、戦後の中華民国期を生きた日本語世代こそ、「日治台湾史」の内実を語り、評価を提示するに最もふさわしい人びとであった。しかし八十年前、新たな外来統治者は彼らの口を封じた。ゆえに八十年後の今日、その声を伝える必要がある。

台湾が戒厳を解き、民主化へ歩み出したのち、筆者は生涯で初めて、政治に関わるなど繰り返し戒めていた父から、林獻堂——日本時代に抗日に身を投じて台湾人の尊敬を集め、戦後も東京で没し、国民党の統治下に戻ることを望まなかった——についての言葉を聞いた。父は彼に敬意を表し、「台湾人の抵抗」——抗日だけでなく国民党への抵抗——を語り、政治の怖さを実感していた。これは、平凡な父のような日本語世代の、真実の歴史経験であった。父は一九九六年に逝き、多くを語ることはできなかったが、最

近、口述史に関する書物の中で、若き日の父が祖父に命じられて「魚塭を見る（台湾語、養魚池の管理・経営の意）」際、稚魚の数を数えながら歌った「魚栽（原注・稚魚）歌」に目を留め、今日の台湾史学が日本語世代の生命経験の掘り起こしに努めていることを、あらためて感じ取った。

幸いにも、晩年の母とは多くの雑談を重ねることができ、母の体験を通じて、百年以上前の日本人編著『台湾私法』に記された「鄭・施両姓の婚姻禁止」「探聴」などの習慣を確かめることができた。そこから、台湾語読みの「去法院相告（裁判所へ訴える）」という語を、日治台湾史を論じる学術書の書名に選ぶこととなった。⁽⁷⁸⁾誰もが自分の歴史を語れるということ——これこそが、「人間の尊厳」を重んじ、人権を守り、民主に服する国家が、歴史叙述の自由を保障し、権威主義の時代に人びとを沈黙へ追いやった過去の再現を根絶すべき理由なのである。

七、結論・歴史的総括

今日、日治期の台湾をより包括的に理解することで、八十年前とは異なる歴史的総括が導かれ得る。立場が異なれば、同じ歴史的事実に対して相違する評価が成立しうるの

は当然のことである。中国ナショナリズムの視点からすれば、日治五十年は中国政権による台湾支配の継続を遮断したので、比類なき悪影響をもたらしたことになる。他方、歴史経験・叙述・記憶の存在は客観的事実に拠らねばならぬのに対し、歴史評価は相対的に主観性が高い。筆者は、一つの政治共同体（筆者はこれを「主権国家」と認識するが、他の見解もあり得るであろう）の台湾人民の観点から、日本帝国が台湾で進めた近代西方法制の継受／法律の近代化を、いわば強いられて「日本製」の法制改革を「購入」したものと総括する——受益の一方で高い代価を払ったのである。⁽⁷⁹⁾日治台湾で構築された近代法学知識についても、植民地主義的制約を帯びた「植民地近代性」⁽⁸⁰⁾と位置づけるべきである。すなわち、規範自体はいかなる理念の実現を志向するとしても、植民地統治当局は往々にして「別の思惑」を抱き、被支配者である台湾人も必ずしも真摯に思想を転換したわけではない。日本の警察が植民地台湾で近代的生活様式を推進した実相が、まさにこれである。⁽⁸¹⁾

日本帝国の「他を害して己を利する」ような植民統治の動機は、厳しく批判されねばならない。しかし、遺された統治の結果については、率直に向き合うべきである。日本が台湾で施行した法令の動機は、つねに日本帝国、すなわ

ち宗主国の最大利益の追求にあった。これは牧羊者が羊を世話するのが羊皮と羊乳を得るためであるのに似る。ただし、日本当局は近代型の裁判所と廉潔な司法官を一定の限度で台湾にもたらした。確かに日治前期には政治的反抗者に苛烈な刑罰を科したが、後期の一般犯罪への制裁は必ずしも重罰ではなく、ただ手続面において人権保障が乏しかったのである。さらに、民事財産法に関する事項は日治前期には原則として台湾人の旧慣により処理され、西欧近代法の適用には二十余年の移行期間が与えられ、後期には日本の近代民商法へと改められ、戦後の資本主義的法制の継続に資した。とはいえ、日本が台湾で「良き」植民統治を行ったとは言えない。植民統治それ自体が、疑いようもなく「悪」であるからである。現代の人類社会においては、在地の人々の幸福を犠牲にして外来者の利益を追求する事態が、二度とあつてはならない。また在地の自由意思による選択が尊重されねばならない。今日の中国が台湾に統合を強要すべきでないのも、まさにこのゆえんである。今日の台湾人は、上に述べた日治五十年および戦後八十年の歴史記憶にもとづき、域外の権力中枢が指名する、植民地総督に相当する「特首」に関心を示すことはなく、一九九〇年代以来の「自らの国家の総統を自ら選ぶ」ことの維持を

希求すべきであらう。

歴史研究は、単なる学術的言説でも、学界の理論にとどまるものでもない。人々の生活経験と感情に関わり、そのゆえに歴史叙述が行われ、歴史記憶となるのである。日治台湾の法律経験を示す歴史記憶は、今日の法的問題の解決や提言に資することはもとより、より重要な意義を有するすなわち、現代に生きる人々の生活環境を理解し、あらゆる生命の存在を尊重することである。

- (1) 왕타이승 「시민의 역사와 현재의 타이완」(市民の歴史と現在の台湾) 『동북아 역사 포커스』(北東アジア歴史の視点) (韓国・東北アジア歴史財団発行) (二二号、二〇二五年三月)、一一―二九頁 (URL : <https://www.nahf.or.kr/ebook/ecatolog.jsp?Dir=306&start=11>)。同論文の中国語版は、『台湾法律人』(四一号、二〇二五年三月)、七三―八〇頁に「八十年後回顧台湾人的日本時代——殖民歴史與當今の台湾」として掲載している。

- (2) 王泰升 『台湾法律史概論(増訂版)』(元照出版、二〇二五年)、二二―三七、五九―六〇、六四―六五、一一五―一一六頁。

- (3) 我部政男 『日本近代史のなかの沖縄』(不二出版、二〇二二年)、一九―三〇頁。

- (4) Pyong-choon Hahm, "Korea's Initial Encounter with the Western Law: 1866-1910 A.D.," in *Introduction to the Law and Legal System of Korea*, ed. Sang Hyun Song (Seoul: Kyung Mun Sa Publishing Co. 1983), 175-176.
 - (5) 台湾はかつて東アジアの朝貢体制のもとで「王国」となる機会を有していた。一六七九年、鄭氏政権と清朝が講和交渉を行った際、清側は、台湾はもともと中原王朝に属しておらず、鄭氏が自ら開拓した地であることを理由に、台湾を朝鮮や日本と同様に扱い、朝貢の有無も鄭氏の自由に任せる意向を示した。ただし、鄭軍は撤退し、以後中国大陸への攻撃を行わないことが条件であり、すなわち台湾は中原の皇帝による郡県制の支配を受けない、朝鮮・日本と同様の周縁的政治共同体となる可能性を有していたのである。しかし鄭側は、中国大陸沿岸の一港（海澄）を保持することを強く主張したため、交渉は最終的に決裂し、前記の提案も自然に消滅した。清朝はそこで前鄭軍将領の施琅を起用し、艦隊を率いて台湾を攻撃した。その目的は、中原支配を脅かす政治勢力を根絶することにあった。したがって、一六八三年に清朝が台湾の鄭氏政権を降服させた後も、当初は「海に孤懸する」台湾本島を放棄し澎湖諸島のみを統治する案を検討していたが、台湾が再び敵対勢力に占領され、中国沿岸各省の安全を脅かすことを防ぐため、最終的に一六八四年に台湾に官を設置して統治を開始し、
- 「台湾を防ぐために台湾を治める」という政策を形成したのである。もっとも、鄭経の統治下における台湾は、すでにイギリスと友好通商条約を締結しており、その条約文では鄭経を「国王」と称していた。したがって、西洋国際法の観点から見れば、当時の台湾はすでに主権国家であったといえる。王泰升・薛化元・黄世杰『追尋台湾法律の足跡——事件百選及法律史研究方法（増訂三版）』（五南出版、二〇一六年）、四二―四七頁を参照。
- (6) Margery Wolf, *Women and Family in Rural Taiwan* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1972), 5.
 - (7) この推計は、それぞれ戦後に日本へ留学し台湾独立を支持した台湾人・黄昭堂、および植民地期の台湾で教育を受け、戦後に日本へ戻って研究者となった日本人・向山寛夫の著作に基づくものである。王泰升『台湾日治时期的法律改革（改訂第二版）』（聯経出版、二〇一四年）、二二三―二三七頁、二四七頁を参照。
 - (8) 王泰升「日治時期高山族原住民的現代法治初體驗」『台大法學論叢』（四〇巻一号、二〇一一年三月）、一九―二四、三七―五〇頁。
 - (9) 日本帝国が台湾を統治する以前、すでに沖縄において「旧慣調査」を実施していた。しかし、日本の民商法典は県としての沖縄に直接適用され、沖縄人のみの民商事について旧慣に従うとの規定は置かれなかった。一九〇六年に

梅謙次郎の主導で開始された朝鮮の慣習調査は、台湾で岡松参太郎が行った旧慣調査を参照せず、また人的交流もなかったが、朝鮮に特有の国有地と民有地の争いに焦点を当てつつも、台湾と同様に独自立法によって被植民民族の民事事項をその慣習に従って処理すべきことを定めた。ただし、一九一二年に「制令」によって制定された「朝鮮民事令」は、朝鮮人に適用される慣習の範囲を、朝鮮人の行為能力・親族・相続、ならびに朝鮮地域内の不動産に関する権利の種類・効力・得喪・変更に関する慣習に限定しており、台湾統治前期における、台湾人のすべての民事事項を「旧慣によって処理する」方式とは異なっていた。一九一九年の三・一独立運動発生後、日本帝国は植民地統治政策を転換し、朝鮮ではより強い同化色を帯びた慣習調査を実施したが、これは日本統治初期の台湾における学術的性格の強い旧慣調査とは異質のものであった。朝鮮では一九三一年末に日本民法の適用範囲が拡大され、翌年には慣習調査事業そのものが露骨に打ち切られた。中生勝美『近代日本の人類学史——帝国と植民地の記憶』（風響社、二〇一六年）、四三頁、一〇七～一〇九頁を参照。

(10) 王泰升「日治時期台湾特別法域之形成與內涵」—台、日的『一國兩制』『台湾法律史的建立（第二版）』（個人出版、二〇〇六年）、一〇〇～一二六頁。王泰升『台湾日治時期的法律改革』六九～七一、七九～八〇頁。

- (11) 王泰升「日治時期台湾特別法域之形成與內涵」、一〇〇頁、注(2)、一五三頁。
- (12) 王泰升『台湾法律史概論（増訂版）』、一三七～一四二頁、一六九～一七五頁。
- (13) 王泰升『台湾日治時期的法律改革（改訂第二版）』、八〇頁、注(43)。
- (14) 王泰升『台湾日治時期的法律改革（改訂第二版）』、一七〇～一八四頁。
- (15) 一九一〇年の「韓国併合ニ関スル条約」第七条は、状況の許す限り、日本政府は資格を有する朝鮮人を帝国官吏として任用できることと規定していたため、朝鮮には少数ながら朝鮮人の検事が存在した。しかし、その人数は日本帝国の統治期間を通じてほとんど増加せず、むしろ日本人検事の数が大幅に増加した。併合前の一九〇九年には、朝鮮全体で六四名の検察官のうち七名が朝鮮人であったが、一九四五年には一二〇名のうち朝鮮人はわずか八名にすぎなかった。また、日本の植民地統治当局は朝鮮人判事の数を維持するどころか削減した。一九〇九年には二七九名の判事のうち八七名が朝鮮人であったが、一九四五年には二三五名中四六名にまで減少した。王泰升『台湾日治時期的法律改革（改訂第二版）』、一八一頁を参照。
- (16) 王泰升『台湾法律史概論（増訂版）』、一七四～一七五、二二五～二〇六頁。

(17) 王泰升『台湾日治時期的法律改革（改訂第二版）』、一九〇―一二二、一二五―一二八、三九五―三九七頁。

(18) 日本の外務省は、台湾地域の外に居住しながら日本国籍を有する台湾人（法的には「本島人」）を「台湾籍民」と称していた。詳細については、王泰升・阿部由理香・呉俊瑩『台湾人的國籍初體驗——日治台湾與中國跨界人士的流動及其法律生活』（五南出版、二〇一五年）、六一―七一頁、八〇―九九頁を参照。「なお、同書は二〇二六年に増訂版が刊行されたが、本稿には刊行時期の關係上増訂版の内容を全て反映させることが出来なかった。諒とされたい…訳者注」

(19) 王泰升・阿部由理香・呉俊瑩『台湾人的國籍初體驗』、二三―二五、八〇、八七―八九、一三二、一三四―一三五、一四七―一五〇頁。

(20) 王泰升・阿部由理香・呉俊瑩『台湾人的國籍初體驗』、一四一―一四三、一五〇―一五一頁。

(21) これらの華僑は台湾人と共に生活し、しばしば台湾人と同じように日本語を話し、中国語を必ずしも理解していなかった。そのため、台湾人と共に「植民地共同体意識」を共有していたとしても不思議ではない。もとの台湾在住華僑の中には、戦後に台湾省籍を選択した者もいた。参照：王泰升・阿部由理香・呉俊瑩『台湾人的國籍初體驗』、一三九頁、一八七―一八八頁、一九〇―一九二頁、一九六

―二〇四頁、二〇八頁、二一二頁を参照。

(22) 王泰升・阿部由理香・呉俊瑩『台湾人的國籍初體驗』、一五六―一六四、一九八、二三一―二三二頁（日本の軍人軍属として従軍した台湾人の数については、同書の増訂版（注（18）を参照）において、本文のように「二十万人余」に修正されている…訳者注）。王泰升「日治時期高山族原住民族的現代法治初體驗」、五四―五六頁。

(23) 我が政男『日本近代史のなかの沖縄』、三〇一―三〇二頁。

(24) 日治期、台湾人としての意識を持つ知識エリートたちは、日本帝国が推進した「内地延長」政策に対して警戒心を抱いていた。というのも、台湾が法的には「外地」、政治的には植民地であつた状態から、日本帝国の「内地」となるならば、觀念上完全に日本国の一部と化し、台湾人としてのアイデンティティの主張や植民地自治・自己決定の訴えが困難になるからである。当時、台湾人の政治運動における思想的指導者であつた林呈祿は、設立を構想していた台湾議會を、カナダやオーストラリアなど英領自治議會と同列に位置づけていた。一九二九年には、政治色の強い『台湾民報』の社説において、次のように異議を述べている。「台湾を本国の延長とみなすよりも、むしろ植民地と名実ともに扱われるほうが、私たちは不満を感じない」。王泰升「台湾日治時期憲法史初探」、二四二頁を参照。な

お、戦前の日本帝国内で既に「内地」に編入されていた沖縄において、琉球人の政治的異議者が林呈祿のように民族的アイデンティティの保持を主張することは、より困難であった。

(25) たとえば、西来庵事件のもう一人の指導者であった江定は、一九一六年に日本当局に逮捕された際、台南に設置されていた臨時裁判所はすでに閉廷していたため、通常の裁判所によって「匪徒刑罰令」が適用され、死刑判決を受けた。また、彼は第二審への控訴も行っている。王泰升『台湾日治時期的法律改革』、二三三―二五一頁、特に表四―一および表四―二を参照。

(26) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、注(17)、二七八頁。劉彦君「強盜或抗日——以日治法院判決中的『匪徒』為中心」(台湾大学法律系修士論文、二〇〇六年)、五二―八二頁。

(27) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、二五一―二六二頁。

(28) 台湾總督府のこの公文書は、日本の国立公文書館所蔵の「大正十一年勅令第四百七号改正ノ件」『公文類聚』(一九四一〈昭和一六〉年、六五編一卷、皇室門・政網門)に収録されているものを引用したものである。王泰升「日治時期刑事司法與台湾社會的變遷」『台湾史論叢法律篇——多元法律在地匯合』(台大出版中心、二〇一九年)、一九六

―一九七頁、注(93)を参照。

(29) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、二六一―二六二頁、注(83)と注(85)。

(30) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、二六三―二六五頁。

(31) 第二次世界大戦後の新興国民国家であるシンガポールは、市の中心部に日本の植民地支配への抵抗を記念する「抗日記念碑」や「抗日英雄記念碑」を建立している。実際のところ、八〇年前の戦時中に日本帝国が占領した当時のシンガポールは、独立国家ではなく大英帝国の植民地であった。しかし、シンガポールという国家の形成は、英国がこの地で築いた二百年以上に及ぶ植民地体制を継承するものであり、いわば「植民地として独立国家へ至る」過程に属する。そのため、戦時中の日本の占領を「自国」への侵略と位置づけ、抗日の行動を通じてシンガポール人の国民意識を形成していった。王泰升『台湾法律史概論』、一六四頁、注(56)を参照。

(32) 王泰升『台湾法律史概論』、四―五頁。

(33) 王泰升『台湾法律史概論』、二七一―二七五頁。

(34) 呉俊瑩「警察即決的現代——日治台灣的違警罪與現代生活秩序」(台大出版中心、二〇二五年)を参照。

(35) 王泰升「去法院相告——日治台灣司法正義觀的轉型(增訂版)」(台大出版中心、二〇二二年)、一七六―一八三

- 頁を参照。台湾人の法的伝統にはもともと「行政と司法の分離」という観念が存在せず、さらに一九一九年以前には、地方法院における刑事訴訟事件のおよそ四分の一が警察官によって検察官職務の代理として処理されていた。そのため、「検察と警察の未分離」という考え方が、日治期台湾社会において広く浸透していた（同書一七四頁を参照）。
- (36) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、二八一～二八五、二九五、二九六～二九七頁、表四七と表四八。
- (37) 王泰升『台湾法律史概論』、三一―頁。
- (38) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、二七七～二八二、二九五、二九八頁。王泰升『台湾法律史概論』、二六六頁。
- (39) 王泰升『台湾法律史概論』、三二七～三三四頁を参照。台湾人の親族・相続に関する「旧慣」を、ヨーロッパ大陸法の民法概念を用いて解釈し、さらには改変した経緯については、曾文亮「全新的「舊慣」——總督府法院對台灣人家族習慣的改造（1898-1943）」『台湾史研究』（一七卷一號、二〇一〇年三月）、一二五～一七四頁を参照。
- (40) 陳宛妤・王泰升「台湾日治初期資本主義財產法制的確立（1898-1905）」『經濟論文叢刊』（四八卷三號、二〇一〇年九月）、三四三～三八〇頁。
- (41) 王泰升「台湾企業組織法之初探與省思」『台湾法律史的建立（第二版）』（個人出版、二〇〇六年）、三一四～三二二頁。
- (42) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、三五四、三七―頁。
- (43) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、一九六～二一七頁。王泰升『台湾法律史概論』、三六三頁。
- (44) 裁判所の資料からは、台湾の人々が裁判所をどのように利用していたかという行動を数量的に把握することはできても、一般民衆の法意識そのものを数量化することはできない。したがって、量的データを参照しつつ、質的な調査と分析を行うはかない。王泰升『去法院相告』、一一一～一二八、一三八～一四四、一四六～一五〇、一五四～一五五頁を参照。
- (45) 王泰升『去法院相告』、一三〇～一三三頁。
- (46) 最も顕著な例として、一九五〇年代に西洋法の継受の問題を詳細に検討した台湾大学法律学系の王伯琦教授は、日治時代の台湾においてヨーロッパ大陸法の概念を用いて「旧慣」を解釈し、改変したという歴史をまったく知らなかった。王泰升『建構台湾法學——歐美日中知識的彙整（改訂版）』（台大出版中心、二〇二五年）、五三九頁、注(272)を参照。
- (47) 日治期台湾法に関する著作としては、台湾学界では戴炎輝による一九四九年発表・一九八〇年再刊の論文一篇と、黃靜嘉による一九五六年完成の政治大学政治研究所修士論文があるのみで、その後一九八〇年代に至るまで、学術的

成果はまったく現れなかった。これに対し、アメリカの学界では、台湾出身の陳以德が一九六〇年代後半から一九八〇年代にかけて、博士論文、學術論文、または単行書の一章として、日治期台湾法制史に関する研究を発表した。しかし、これらの學術的知見は当時の台湾学界に伝わることはなかった。王泰升「撥雲見日的台灣法律史研究」『台灣法律史的建立(第二版)』(個人出版、二〇〇六年)、七七～七八頁、八〇～八一頁。王泰升「多源的台灣民法——一三〇年の在地匯合(上)」『台灣法律人』(四二号、二〇二五年五月)、六～七頁。王泰升「台灣日治時期的法律改革」、八～九頁。

(48) その詳細については拙著の別稿に詳しい。王泰升「多源的台灣民法(上)」、二八～三六頁を参照。

(49) 王泰升「台灣歴史上の主權問題」『台灣法律史的建立(第二版)』、二七三～二七四頁。

(50) 王泰升「台灣法律現代化歷程——從「内地延長」到「自主繼受」」(中央研究院台灣史研究所、台大出版中心、二〇一五年)、四七～五四頁。

(51) その詳細について、王泰升「建構台灣法學」、一一八～一二五頁を参照。

(52) 王泰升『台灣日治時期的法律改革』、一〇三頁。

(53) 若林正文／洪郁如・陳培豐他訳『戰後台灣政治史——中華民國台灣化的歷程』(台大出版中心、二〇一四年)、五

六～五八頁。〔原著は若林正文『台灣的政治——中華民國台灣的政治史』(東京大学出版会、二〇〇八年)・訳者注〕
(54) 国民党政權による二・二八事件の鎮圧行動を「弁護」するかのよう、中国大陆の上海でも同様のことを行っていたと述べる者がいた。この説明は、国民党当局がなぜそのような残虐行為に及んだのかを理解する手がかりにはなり得るが、本省人の視点から見ると、比較の対象は中国の上海ではなく、日治時代の台湾であったことを見落として

いる。
(55) 両政權における政治犯への量刑全体の比較については、一九二五年の日本統治下における台灣議會設置請願運動(いわゆる治警事件)と、一九八〇年の国民党政權下における美麗島事件という、いずれも法制度内改革を目指した政治犯事件において、刑罰の軽重に明確な差が見られる。詳しくは、王泰升「台灣法律史概論」、三〇三～三〇五頁を参照。

(56) 抑圧の極致とは、抑圧された者が、自分が抑圧されていることを知らず、または語ることを恐れる状態である。

(57) 若林正文『戰後台灣政治史』、四九頁を参照。中華民国から「奴隸化された」と蔑まれながらも、その国家を認め愛することができなかった台湾人は、既に持っていた「故郷」(すなわち植民地共同体)としての台湾へのアイデンティティと情感を高め、それを台湾が自立して近代的な

「国家」となるという理念へと昇華させた。これにより、台湾国外から始まる独立建国運動の端緒が開かれたのである。

(58) 日本による五〇年の統治を経て、かつて清朝が「三年に一度小さな反乱、五年に一度大きな反乱」と称して「反乱好き」とみなしていた台湾人は、いつの間にか統治者の法律（すなわち統治者の意思）を忠実に守る、極めて従順な臣民へと変貌した。戦後、外来の国民党政権はまさにこの日本の遺産に支えられ、もともと権力基盤を欠いていた台湾社会を容易に掌握した。それは、一般の人々が新たな「国語」——すなわち華語を学び、新たな「国家」——中華民国の下で兵役に就くことなどに象徴されている。王泰升『台湾日治時期的法律改革』、四〇頁、四〇四～四〇五頁を参照。

(59) 王泰升『台湾人的國籍初體驗』、三九～四一頁。

(60) 国際連合は一九七一年一〇月二五日に第二七五八号決議を採択した。「中華人民共和国のすべての権利を回復し、その政府の代表を国際連合における中国の唯一の合法的代表として承認し、直ちに蒋介石（原注：蔣中正）の代表を、国際連合およびそのすべての附属機関において不法に占めている席から追放する」と定めたものである。この決議により、台湾・台北に所在する中華民国政府が、国際社会における「中国」を代表することはできず、その地位が中華

人民共和国政府に移ったことが確認された。もともと、この決議の意味はあくまでそこまでにとどまり、中華人民共和国政府が主張するような「台湾は中国の一部である」という内容は、決議文中のどこにも一言も記されていない。

王泰升『台湾法律現代化歷程』、八二～八三頁を参照。

(61) 一九四九年二月九日、中華民国政府の行政院は台北市で会議を開き、統治範囲が台湾・澎湖・金門・馬祖などに縮小したことを受けて、政府機構の整理・統合を進めた。この結果、台湾には特定の領土と住民、そして国際法上の主権政府および国内法上の中央政府としての性格を備えた一つの国家が事実上出現した。その国号は依然として「中華民国」であったが、もはや従来「中国」と呼ばれた国家ではなく、台湾を統治するこの政府は蔣中正に率いられて中国本土から移住してきた集団によって構成されていた。

したがって、「遷占者国家」と呼ぶことができる。王泰升『台湾法律現代化歷程』、七七～七八頁。王泰升『人の歴史、法的歴史——多元法律在地匯合』『台湾法律人』（創刊号、二〇二一年七月）、二一～二三頁。また、「遷占者国家」という概念の定義と戦後台湾への適用については、若林正文『戦後台湾政治史』、一〇一～一〇二頁を参照。

(62) 若林正文『戦後台湾政治史』、一二〇頁を参照。この「遷占者国家」の指導者である蔣中正を例に挙げると、その日記には台湾社会を「中国内地」と比較する記述がたび

- たび見られる。一九五一年八月一日の日記には次のように記されている。「…夫人（原注…蔣宋美齡）の誕生日を祝う。息子（原注…蔣経國）が台湾料理を予約したが、海産物が多く、妻は食べられず、料理の味もあり上等ではなかった。台湾の生活水準がいかに内地とかけ離れているかわかる。」一九五二年五月一日の日記ではこう述べている。「…竹南の獅頭山という仏教の名所を訪ねた。道路や森林の様子はすべて内地の名山のようにだが、寺院の規模が小さく、内地とは比べものにならない。」さらに一九五三年二月二十七日の日記には次の記述がある。「…枇杷一かごを潭（原注…日月潭）へ送ってきた。その形は内地のものよりも細長い、味はほぼ同じである。」出典…『蔣中正日記』（スタンフォード大学フーバー研究所文書館所蔵）。筆者は二〇一三年に同館で閲覧し、手写したものの。
- (63) 若林正文『戦後台湾政治史』、一〇九～一一〇、一六二～一六五頁を参照。
- (64) 王泰升『台湾法律史概論』、一二九頁。
- (65) 楊孟軒／蔡耀緯訳『逃離中國——現代台湾的創傷、記憶與認同』（台大出版中心、二〇一三年）、五八～七五、八八～九九、一二四～一二五、一三五～一四二、二五二、三〇一～三〇六、三一二～三一三頁を参照。
- (66) 若林正文『戦後台湾政治史』、一六五～一六九頁。
- (67) 呉俊瑩「如何稱呼台湾史上的「日本時代」？兼論戦後日式紀年與意象的清除與整理」『台湾文獻』（六五卷三号、二〇一四年九月）、六五～六六頁。
- (68) 王泰升『台湾日治時期的法律改革』、三九二～三九七頁。
- (69) 学界および民間社会で一般的に用いられている「日治」という呼称は、外部から押し付けられたものではなく、互いに示し合わせたわけでもないのに自然に定着したものである。すなわち、それぞれの主體的な理解に基づき、認識を経て選択的に改められた結果なのである。呉俊瑩「如何稱呼台湾史上的「日本時代」？兼論戦後日式紀年與意象的清除與整理」、六四頁を参照。筆者は、一九九二年に英語で執筆した博士論文において、いわゆる Japanese occupation（「日據」）という表現を用いず、Japanese rule という認識にもとづく叙述を採り、翌年にアメリカから台湾へ帰国して以降、中国語で発表した一連の論文においても、一貫して「日治」という用語を使用してきた。これは、台湾史の視点から、この地を歴史的に統治してきた諸政權を相対化して捉える立場によるものであり、同様の観点から清朝統治期を「清治」と称している。この立場は、当時なお国民党政權の統治下にあった時代についても変わらず、同政權による統治期間を「国治」期と位置づけてきた。しかし、二〇〇〇年五月二〇日に民進党政權が成立したことにより、五五年に及んだ国治期は終焉を迎えたのである。

また、第二次世界大戦の終結以後の時期は、一般に「戦後」と総称しうるが、一九四五年一月二十五日に中華民国の法が台湾に施行されて以降の期間は、同時に「中華民国時期」と呼ぶことも可能である。（このことに鑑み、本稿の訳文においては、原語において「日治」とされている箇所はなるべく原語のニュアンスを活かすように訳出している・訳者注）

(70) 呉俊瑩「如何稱呼台湾史上的「日本時代」？兼論戰後日式紀年與意象的清除與整理」、五三頁。

(71) これはいわゆる「二源説」であり、戦後台湾が日本と中国という二つの要素を同時に継承したことを指摘するものである。王泰升『建構台湾法學』、二五～二六頁、及び、王泰升「多源的台湾民法（上）」、二～六頁を参照。

(72) その詳細な内容と展開の経過については、王泰升「多源的台湾民法——一三〇年在地匯合（下）」『台湾法律人』（四三頁、二〇一五年七月）、一三～一五頁を参照。

(73) 陳怡君「原住民身分認定的法律動員及其展望——從西拉雅族人之原住民身分訴訟案談起」『台湾法律人』（三六頁、二〇一四年六月）、五二～五六頁、王泰升「台湾法律史在司法違憲審查上之運用——以西拉雅族原住民身分認定案為例」『台湾法律人』（一五頁、二〇一二年九月）、八～一九頁、王泰升「台湾法律史概論」、二二頁、一八三～一八六頁を参照。なお、憲法法院一一一年憲判字第一七号判決に

ついては、次のウェブサイトを参照のよう：https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=38&id=310021（最終閲覧日：二〇一五年七月二八日）。

(74) 王泰升「多源的台湾民法（上）」、四二～四三頁、王泰升「台湾法律史概論」、三三八～三四〇頁を参照。憲法法院一一二年憲判字第二〇号判決については、次のウェブサイトを参照のよう：https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=38&id=309944（最終閲覧日：二〇一五年七月二八日）。

(75) 王泰升「台湾法律史概論」、二二一頁。

(76) 許雪姬編集『田庄人的故事（1）——台湾農村社會文化調查口述歷史專輯』（中央研究院台湾史研究所、二〇一〇年）、二二二～二三四頁。

(77) 臨時台湾舊慣調査會「臨時台湾舊慣調査會第一部調査第三回報告書 台湾私法 第二卷下」（一九一〇年）、二六九、二九八～三〇二頁。

(78) 王泰升「去法院報告」、一頁。

(79) 王泰升「台湾日治時期的法律改革」、一九～二〇頁、三八六頁。Wang, Tay-sheng, *Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule (1895-1945): The Reception of Western Law*. Seattle, WA: University of Washington Press, 2000, pp. 10-11, 174.

(80) 王泰升「建構台湾法學」、八九頁。

(81) 呉俊瑩『警察即決的現代』、三六五―三七二頁。

解題

本稿は、二〇二五年一月二八日に慶應義塾大学三田キャンパス南館四階会議室にて行われた法学部主催学術講演会における王泰升教授の講演「八〇年後對日本統治台灣五〇年の反思——歴史經驗、敘事與記憶」の日本語訳である。王泰升教授は、一九六〇年に台灣台南に生まれ、國立臺灣大學法律學系を卒業後、國立中興大學（現在の國立臺北大學）法律學研究所で修士号を得た後、ワシントン大学において一九九二年に法学博士（Ph.D.）を取得された。現在は、國立臺灣大學講座教授・中央研究院臺灣史研究所暨法律學研究所合聘研究員を務められており、二〇二三年には教育部による「終身名譽國家講座」受賞者ともなっている。早稲田大学・東京大学に訪問研究員として来日した経験もあり、英語・日本語共に堪能である。一九九七年に設置された台灣法律史學會の創立メンバーであり、二〇〇六年以降は同学会の理事長を務めている王教授は、名実ともに台灣法制史学の中心人物として日本でも知られている。王教授には、『台灣法律史的建立』、『台灣法律史概論』、『台灣法的斷裂與連續』、『台灣法的世紀變革』、『具有歷史

思維的法學』等、多くの著作があるが、『台灣日治時期的法律改革』には邦訳があり（後藤武秀・宮畑加奈子訳『日本統治時期台灣の法改革』（東洋大学アジア文化研究所、二〇一〇年）、邦訳された論文一〇本を収めた『台灣法における日本の要素』（臺大出版中心『日本學研究叢書14』、二〇一四年）も出版されている。また、共編著『台灣法入門』（法律文化社、二〇一六年）は、台灣の法に関心を抱く者が最初に手にすべき格好の入門書である。

筆者（出口）は、二〇二五年九月四日から五日にかけて中央研究院臺灣史研究所が主催した国際シンポジウム「臺灣、跨境、1945——二戰結束80週年」において王教授の講演を聞く機会に恵まれた（同講演の内容は『台灣史研究』三三卷四号（二〇二五年）において公表されている）。その際王教授から、同シンポジウムでの講演をベースに、日本の大学において学生たちに向けても講演を行っていた旨のお申し出に接し、冒頭に記した講演会の開催に至った。講演会の実施にあたって、法学部主催として位置づけ、また、補助を行っていたいだいた慶應義塾大学法学部、特に、法学部長の亀井源太郎先生、及び、国際交流委員会の小嶋華津子先生、フィリップ・オステン先生には篤く御礼を申し上げる次第である。

なお、講演原稿の翻訳および当日の通訳については、慶應義塾大学大学院法学研究科の大学院生の皆さんに多大なご尽力をいただいた。そのご協力に対し、ここに記して感謝申し上げます。

(出口雄一)